



第99回定時株主総会 招 集 ご 通 知

日 時

2023年6月28日（水曜日）
午前10時（受付開始予定時刻 午前9時）

場 所

札幌市中央区大通西8丁目1番地
札幌ビューホテル大通公園
地下2階ピアリッジホール

<電子提供制度及び書面交付請求について>

会社法の改正に伴い、株主総会資料の電子提供制度が施行されましたが、本株主総会におきましては、電子提供制度が適用される初年度であることを考慮し、書面交付請求の有無にかかわらず、株主総会資料（9頁以降）を株主のみなさまにお送りしております。

次回の株主総会（第100回定時株主総会）以降においては、株主のみなさまには8頁までの内容（アクセス通知）のみをお送りいたします。次回以降、株主総会資料を引き続き書面で受領することをご希望される株主さまは、「書面交付請求」のお手続きを完了いただきますようお願いいたします。

なお、お手続きについては5頁をご確認ください。

北海道電力株式会社

（証券コード 9509）

目次

■ 第99回定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	9
〈会社提案〉	
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 9名選任の件	
〈株主提案〉	
第2号議案 定款一部変更の件（1）	
第3号議案 定款一部変更の件（2）	
第4号議案 定款一部変更の件（3）	
第5号議案 定款一部変更の件（4）	
第6号議案 定款一部変更の件（5）	
第7号議案 定款一部変更の件（6）	
第8号議案 定款一部変更の件（7）	
第9号議案 定款一部変更の件（8）	
第10号議案 定款一部変更の件（9）	
第11号議案 定款一部変更の件（10）	
■ 事業報告	27
■ 監査等委員会監査報告書	45



「ネットでお集」と「スマート行使」で
議決権行使が簡単・便利に

パソコン・スマートフォン・タブレット端末からも
招集ご通知の閲覧・議決権の行使ができます。
詳細については7～8頁をご覧ください。

<https://s.srdb.jp/9509/>



(証券コード 9509)

2023年6月6日

(電子提供措置の開始日：2023年5月26日)

株 主 各 位

札幌市中央区大通東1丁目2番地

北海道電力株式会社

代表取締役
社長執行役員 藤井 裕

第99回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、第99回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<https://www.hepco.co.jp/corporate/ir/ir.html>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、以下の各ウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。



【株主総会資料掲載ウェブサイト】

<https://s.srdb.jp/9509/>



なお、当日ご出席されない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、以下のいずれかの方法により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

【書面による議決権行使】

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、2023年6月27日（火曜日）午後5時20分までに到着するよう折り返しご送付ください。

【電磁的方法（インターネット等）による議決権行使】

7頁に記載の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご参照のうえ、2023年6月27日（火曜日）午後5時20分までに各議案に対する賛否をご入力ください。

◎重複行使の取り扱い

電磁的方法で複数回数、議決権を行使された場合は、最後の行使を有効なものとし、議決権行使書面による方法と電磁的方法により重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法による議決権行使を有効なものとしたします。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月28日（水曜日）午前10時
(受付開始時刻は午前9時を予定しております。)
2. 場 所 札幌市中央区大通西8丁目1番地
札幌ビューホテル大通公園 地下2階ピアリッジホール

3. 会議の目的事項

報告事項 2022年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類、計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

<会社提案（第1号議案）>

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

<株主提案（第2号議案から第11号議案まで）>

- 第2号議案 定款一部変更の件（1）
- 第3号議案 定款一部変更の件（2）
- 第4号議案 定款一部変更の件（3）
- 第5号議案 定款一部変更の件（4）
- 第6号議案 定款一部変更の件（5）
- 第7号議案 定款一部変更の件（6）
- 第8号議案 定款一部変更の件（7）
- 第9号議案 定款一部変更の件（8）
- 第10号議案 定款一部変更の件（9）
- 第11号議案 定款一部変更の件（10）

上記各号議案の内容等は、後記の「株主総会参考書類」に記載してあります。

4. 招集にあたっての決定事項等

(1) 代理人による議決権の行使

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主さま1名に委任することにより可能となります。この場合、委任状を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

(2) 議決権の不統一行使

議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨及びその理由を書面又は電磁的方法により当社にご通知ください。

以 上

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、お送りする本書面には記載しておりません。

○事業報告の以下の事項

- ・企業集団の現況に関する事項のうち、「財産及び損益の状況の推移」、「主要な事業内容」、「主要な事業所」、「従業員の状況」、「主要な借入先」
- ・会社の株式に関する事項
- ・会社役員に関する事項のうち、「責任限定契約の内容の概要」、「役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の内容の概要」、「社外役員の主な活動状況」
- ・会計監査人の状況
- ・業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

○連結計算書類に関する事項

○計算書類に関する事項

○連結計算書類に係る会計監査人監査報告書

○会計監査人監査報告書

したがいまして、本書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。

また、当社ウェブサイトにも事業報告についての説明動画を掲載しておりますので、ご覧ください。

[当社ウェブサイト]

<https://www.hepco.co.jp/corporate/ir/ir.html>



◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにも修正内容を掲載させていただきます。

<電子提供制度及び書面交付請求について>

会社法の改正に伴い、株主総会資料（株主総会参考書類、事業報告、計算書類、連結計算書類、監査報告書）の電子提供制度が2022年9月1日に施行されましたが、本株主総会（第99回定時株主総会）におきましては、電子提供制度が適用される初年度であることを考慮し、書面交付請求の有無にかかわらず、株主総会資料（9頁以降）を株主のみなさまにお送りしております。

次回の株主総会（第100回定時株主総会）以降においては、株主のみなさまには8頁までの内容（アクセス通知）のみをお送りいたします。次回以降、株主総会資料を引き続き書面で受領することをご希望される株主さまは、当社の株主名簿管理人（みずほ信託銀行）へお問い合わせいただき、当社の株主総会基準日（3月31日）までに所定のお手続き（書面交付請求）を完了いただきますようお願いいたします。

【お問い合わせ先】

みずほ信託銀行 証券代行部 電子提供制度および書面交付請求に関するお問い合わせ先
0120-524-324（受付時間 9～17時 土・日・祝日を除く）
https://contact.www.mizuho-tb.co.jp/category/show/72?site_domain=daikou



議決権行使のご案内

9頁から26頁に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権の行使をお願い申し上げます。議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

1 ご出席



株主総会
開催日時

2023年6月28日（水曜日）午前10時開催

（受付開始予定時刻 午前9時）

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
なお、株主総会当日における新型コロナウイルスの感染状況などにより、各種感染拡大防止対策を実施する場合がございます。この場合は、当社ウェブサイト (<https://www.hepco.co.jp/corporate/ir/ir.html>) にてお知らせいたします。

株主総会にご出席されない場合

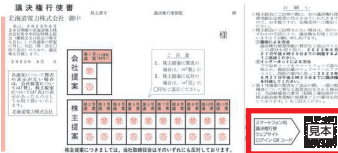
2 郵送



行使期限

**2023年6月27日（火曜日）
午後5時20分到着分まで**

議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。（同封の「記載面保護シール」をご利用ください。）各議案について賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。



3 インターネット



行使期限

**2023年6月27日（火曜日）
午後5時20分まで**

当社の指定する議決権行使ウェブサイト
<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>
にアクセスしていただき、画面の案内に従って、各議案に対する賛否をご入力ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください

スマート行使に必要な「QRコード」が記載されています。インターネットによる行使に必要な「議決権行使コード」・「パスワード」は裏面に記載されています。

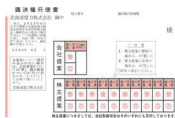


インターネットによる議決権行使のお手続きについて

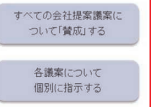
QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- ① 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- ② 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙右片の裏面に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

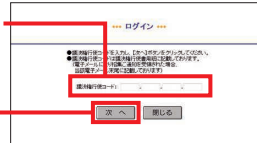
- ① 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

「次へすすむ」ボタンを押してください



- ② 招集ご通知同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」を入力してください。

「議決権行使コード」を入力

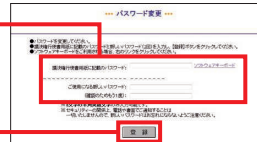


「次へ」ボタンを押してください

- ③ 議決権行使書用紙に記載の「パスワード」及び株主さまがご使用になる「新しいパスワード」を入力してください。

「パスワード」を入力

「登録」ボタンを押してください



- ④ 以降は画面の案内に従って議決権を行使してください。

- 【ご注意】*初回ログインの際に変更したパスワードについては、大切に保管してください。
 *パスワードは、一定回数以上間違えるとご利用できなくなります。この場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
 なお、パスワードのお電話等によるご照会には一切お答えできません。
 *インターネットに関する費用（プロバイダー接続料、通信料等）は、株主さまのご負担となります。
 *「QRコード」は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

【ご利用環境】インターネットのご利用環境によっては、パソコン、スマートフォン及び携帯電話等による議決権行使ができない場合もございますので、ご了承ください。

システム等に関するお問い合わせ

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

☎ 0120-768-524 受付時間 9:00~21:00 (年末年始を除く)

機関投資家のみなさまへ

当社株主総会における議決権行使の方法として、(株)ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。



招集ご通知をインターネットで簡単・便利に 「ネットで招集」のご案内

▼ アクセスはこちら



https://s.srdb.jp/9509/

招集ご通知の掲載内容をコンパクトにまとめ、スムーズな画面遷移を実現した「ネットで招集」。パソコン・スマートフォン・タブレット端末からいつでもどこからでもご覧いただけます。

Point 1 QRコードを読み取り、議決権行使サイトへ簡単アクセス



「ネットで招集」トップページ右上の「スマート行使」ボタンを押し、「OK」を選択すると、お手元の端末のカメラが起動します。



議決権行使書用紙のQRコードを撮影し、撮影した写真の画面で「写真を使用」を押してください。

「OK」を押すと、ログインいただけます。



Point 2 簡単スケジュール登録

開催日時はGoogleカレンダーと連携しています。Googleカレンダーを利用している方は簡単にスケジュール登録をすることができます。



Point 3 株主総会会場へのアクセスにも便利

開催場所の地図はGoogleマップと連動しています。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

<会社提案 (第 1 号議案)>

第 1 号議案は、会社提案によるものであります。

第 1 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 9 名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。）（以下、本議案において「取締役」といいます。）全員が任期満了となりますので、取締役 9 名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者を決定するにあたり、独立社外取締役を過半数とする人事・報酬諮問委員会において、適切な助言を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会から、特段指摘すべき事項はない旨の意見を得ております。

また、各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

(注) 当社は、会社法第 430 条の 3 第 1 項に規定する役員等賠償責任保険（D & O 保険）契約を保険会社との間で締結しており、当該保険の被保険者の範囲は、当社の取締役（監査等委員である取締役並びに退任した取締役及び監査役を含む。）です。填補対象とされる損害の範囲は、株主代表訴訟及び第三者訴訟等に伴い被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用です。ただし、法令違反の行為であることを認識しながら行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。当該保険には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しています。なお、保険料は、当社が全額負担しています。

候補者 番号	氏名	取締役会 出席回数	性別
1	ふじ 藤 井 裕 代表取締役 社長執行役員	14/14 (100%)	男性
2	さい 齋 藤 晋 取締役 常務執行役員	14/14 (100%)	男性
3	せ お ひで お 瀬 尾 英 生 代表取締役 副社長執行役員	14/14 (100%)	男性
4	うえ の まさ ひろ 上 野 昌 裕 取締役 常務執行役員	14/14 (100%)	男性
5	はら だ のり あき 原 田 憲 朗 取締役 常務執行役員	13/14 (92%)	男性

候補者 番号	氏名	取締役会 出席回数	性別
6	こ ばやし つよ し 小 林 剛 史 取締役 常務執行役員	14/14 (100%)	男性
7	なべ しま よし ひろ 鍋 島 芳 弘 常務執行役員	—	男性
8	かつ うみ かず ひこ 勝 海 和 彦 常務執行役員	—	男性
9	いち かわ しげ き 市 川 茂 樹 取締役 ※社外取締役としての在任年数 7年	14/14 (100%)	男性

(注) 各候補者の氏名の下段には、本定時株主総会時における当社の役職等を記載しております。

候補者番号

1

ふじ
い
藤 井

ゆたか

裕

(1956年4月19日生)

再任



略歴、地位及び担当

1981年 4月 当社入社
 2015年 6月 当社取締役 常務執行役員 流通本部長
 2016年 6月 当社代表取締役副社長 副社長執行役員 流通本部長
 2018年 4月 当社代表取締役副社長 副社長執行役員 送配電カンパニー社長
 2019年 6月 当社代表取締役社長 社長執行役員
 2022年 6月 当社代表取締役 社長執行役員 原子力推進本部長（現在にいたる）

候補者とした理由

藤井 裕氏は、2019年より社長に就任し、変革期にある電気事業において多くの経営課題に的確に対応し、経営手腕を発揮しています。こうした経験と実績を踏まえ、再任をお願いするものです。

所有する当社
普通株式の数
34,200株

取締役会出席回数

14/14
(100%)

候補者番号

2

さい
とう
齋 藤

すすむ

晋

(1961年1月23日生)

再任



略歴、地位及び担当

1983年 4月 当社入社
 2015年 6月 当社苫東厚真発電所長
 2017年 7月 当社執行役員 苫東厚真発電所長
 2019年 6月 当社執行役員 火力部長 北海道パワーエンジニアリング株式会社 兼務出向
 2019年 7月 当社常務執行役員 火力部長 北海道パワーエンジニアリング株式会社 兼務出向
 2021年 6月 当社取締役 常務執行役員 火力部・カイゼン推進室・情報通信部 担当（現在にいたる）

候補者とした理由

齋藤 晋氏は、主に火力部門での業務経験を有しています。2021年に取締役に選任され、火力部等を担当するなど、豊富な業務経験と実績があり、電気事業全般に精通しています。こうした経験と実績を踏まえ、再任をお願いするものです。

所有する当社
普通株式の数
7,700株

取締役会出席回数

14/14
(100%)

候補者番号

3

せ お ひ で お
瀬 尾 英 生

(1958年4月14日生)

再任



略歴、地位及び担当

1982年 4月 当社入社
 2007年 6月 当社事業推進部部长
 2009年 2月 北海道経済連合会出向
 2015年 1月 当社旭川支店長
 2016年 6月 当社監査役
 2017年 6月 当社取締役 常務執行役員 地域産業経済担当
 2022年 6月 当社代表取締役 副社長執行役員 原子力推進本部本部長代理、内部監査室・環境室・人事労務部・総務部担当（現在にいたる）

候補者とした理由

瀬尾英生氏は、主に企画部門での業務経験を有しています。2016年に監査役を務めた後、2017年には取締役に選任されています。地域産業経済担当を務め、2022年には副社長執行役員に就任するなど、豊富な業務経験と実績があり、電気事業全般に精通しています。こうした経験と実績を踏まえ、再任をお願いするものです。

所有する当社
普通株式の数
34,500株
取締役会出席回数
14/14
(100%)

候補者番号

4

う え の ま さ ひ ろ
上 野 昌 裕

(1960年12月13日生)

再任



略歴、地位及び担当

1983年 4月 当社入社
 2011年 7月 当社函館統括電力センター所長
 2014年 6月 当社工務部長
 2015年 7月 当社執行役員 工務部長
 2016年 6月 当社執行役員 企画部長
 2017年 7月 当社上席執行役員 企画部長
 2018年 4月 当社上席執行役員 経営企画室長
 2018年 7月 当社執行役員 経営企画室長
 2019年 6月 当社取締役 常務執行役員
 2022年 6月 当社取締役 常務執行役員 原子力推進本部副本部長、経営企画室・需給運用部・再生可能エネルギー開発推進部・総合研究所担当（現在にいたる）

候補者とした理由

上野昌裕氏は、主に工務部門、企画部門での業務経験を有しています。2019年に取締役に選任され、経営企画室等を担当するなど、豊富な業務経験と実績があり、電気事業全般に精通しています。こうした経験と実績を踏まえ、再任をお願いするものです。

所有する当社
普通株式の数
14,700株
取締役会出席回数
14/14
(100%)

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

監査等委員会監査報告書

候補者番号

5

はら だ のり あき
原 田 憲 朗

(1961年9月19日生)

再任



所有する当社
普通株式の数
12,000株
取締役会出席回数
13/14
(92%)

略歴、地位及び担当

1985年 4月 当社入社
2014年 6月 当社配電部長
2016年 7月 当社執行役員 配電部長
2017年 6月 当社執行役員 人事労務部長
2018年 6月 当社執行役員 人事労務部長
株式会社ほくでんアソシエ取締役社長 (2020年6月退任)
2018年 7月 当社常務執行役員 人事労務部長
2020年 6月 当社取締役 常務執行役員 原子力事業統括部長補佐
2021年 6月 ほくでんエコエナジー株式会社取締役社長 (現在にいたる)
2023年 4月 当社取締役 常務執行役員 原子力推進本部副本部長, 原子力事業統括部長補佐, 水力部・土木部・藻岩発電所リプレース工事建設所・上川発電所リプレース工事建設所担当 (現在にいたる)

重要な兼職の状況

ほくでんエコエナジー株式会社取締役社長

候補者とした理由

原田憲朗氏は、主に配電部門での業務経験を有しています。2020年に取締役に選任され、水力部等を担当するなど、豊富な業務経験と実績があり、電気事業全般に精通しています。こうした経験と実績を踏まえ、再任をお願いするものです。

候補者番号

6

こ ばやし つよ し
小 林 剛 史

(1961年9月19日生)

再任



所有する当社
普通株式の数
11,200株
取締役会出席回数
14/14
(100%)

略歴、地位及び担当

1984年 4月 当社入社
2015年 6月 当社企画部部长
2017年 6月 当社経理部部长
2017年 7月 当社執行役員 経理部部长
2019年 7月 当社常務執行役員 経理部部长
2020年 6月 当社取締役 常務執行役員 秘書室・経理部・資材部担当 (現在にいたる)

候補者とした理由

小林剛史氏は、主に企画部門、経理部門での業務経験を有しています。2020年に取締役に選任され、経理部等を担当するなど、豊富な業務経験と実績があり、電気事業全般に精通しています。こうした経験と実績を踏まえ、再任をお願いするものです。

候補者番号

7

なべ
鍋しま
島よし
芳ひろ
弘

(1958年4月12日生)

新任



所有する当社
普通株式の数
4,400株
取締役会出席回数
—

略歴、地位及び担当

1983年 4月 当社入社
2015年 9月 当社企画部部长
2016年 6月 当社企画部事業戦略室長
2016年 7月 当社執行役員 企画部事業戦略室長
2018年 4月 当社執行役員 総合エネルギー事業部長
2019年 7月 当社常務執行役員 総合エネルギー事業部長
2021年 6月 当社常務執行役員 原子力推進本部副本部長、販売推進部・首都圏販売部・広報部担当（現在にいたる）

候補者とした理由

鍋島芳弘氏は、主に企画部門での業務経験を有しています。企画部事業戦略室長、総合エネルギー事業部長を務めたほか、2019年に常務執行役員に選任され、販売推進部等を担当するなど、豊富な業務経験と実績があり、電気事業全般に精通しています。こうした経験と実績のほか、取締役として必要な人格、識見、能力を備えていると判断することから、取締役への選任をお願いするものです。

候補者番号

8

かつ
勝うみ
海かず
和ひこ
彦

(1963年1月11日生)

新任



所有する当社
普通株式の数
11,600株
取締役会出席回数
—

略歴、地位及び担当

1987年 4月 当社入社
2017年 6月 当社原子力部長
2017年 7月 当社執行役員 原子力部長
2018年 4月 当社執行役員 原子力事業統括部原子力部長
2020年 6月 当社執行役員 原子力事業統括部長補佐
2021年 6月 当社執行役員 原子力事業統括部長補佐、泊原子力事務所長
2021年 7月 当社常務執行役員 原子力推進本部副本部長、原子力事業統括部長補佐、泊原子力事務所長（現在にいたる）

候補者とした理由

勝海和彦氏は、主に原子力部門での業務経験を有しています。原子力部長を務めたほか、2021年に常務執行役員に選任され、原子力事業統括部長補佐、泊原子力事務所長を務めるなど、豊富な業務経験と実績があり、電気事業全般に精通しています。こうした経験と実績のほか、取締役として必要な人格、識見、能力を備えていると判断することから、取締役への選任をお願いするものです。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

監査等委員会監査報告書



所有する当社
普通株式の数
17,500株
取締役会出席回数
14/14
(100%)

略歴、地位及び担当

1974年 4月 弁護士登録・札幌弁護士会入会（現在にいたる）
2012年 6月 当社監査役
2016年 6月 当社取締役（現在にいたる）

重要な兼職の状況

弁護士

候補者としての理由及び期待される役割の概要

市川茂樹氏は、2012年より社外監査役を務めた後、2016年より社外取締役を務めており、弁護士としての豊富な経験・識見を背景として、法務、コンプライアンス・リスクマネジメントをはじめとする幅広い見地から、取締役会等において、当社経営に対する多様かつ適切な発言をいただいております。また、人事・報酬諮問委員会（当社が任意で設置する取締役会の諮問機関）の委員として、取締役の人事・報酬制度の透明性・客観性の向上に寄与いただいております。

上記の経験・識見及び実績を踏まえ、独立かつ客観的な立場から、取締役会の監督機能強化に貢献いただくことを期待し、再任をお願いするものです。

同氏は、会社法に定める社外取締役の要件及び金融商品取引所が定める独立役員要件を満たしています。

- (注) 1. 市川茂樹氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって7年となります。
2. 市川茂樹氏につきましては、東京証券取引所及び札幌証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 当社は、市川茂樹氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任を法令に定める限度額に限定する契約を締結しております。本議案において同氏の選任が承認可決された場合、当社は同氏と当該契約を継続する予定です。

<ご参考>取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者及び監査等委員である取締役の
スキル・マトリックス

氏名	当社における地位	取締役に期待される知見・経験						
		企業経営・ 経営戦略	販売	事業開発	技術・ 研究開発	法務	財務会計	ESG
藤井 裕	代表取締役会長	●	●					●
齋藤 晋	代表取締役 社長執行役員	●		●	●			
瀬尾 英生	代表取締役 副社長執行役員	●				●		●
上野 昌裕	代表取締役 副社長執行役員	●	●	●				
原田 憲朗	取締役 常務執行役員	●	●		●			
小林 剛史	取締役 常務執行役員	●	●				●	
鍋島 芳弘	取締役 常務執行役員		●	●				●
勝海 和彦	取締役 常務執行役員			●	●			●
市川 茂樹	取締役					●	●	●
秋田 耕児	取締役 監査等委員（常勤）		●	●	●			
大野 浩	取締役 監査等委員（常勤）	●	●			●		
長谷川 淳	取締役 監査等委員			●	●			●
成田 教子	取締役 監査等委員					●	●	●
竹内 巖	取締役 監査等委員	●		●			●	
鵜飼 光子	取締役 監査等委員			●	●			●

※各人の有する専門性及び経験のうち主なものを最大3つまで記載しています。

上記一覧表は、各人の有する全ての専門性や経験を示すものではありません。

※「事業開発」の項目には、IT、デジタルトランスフォーメーションに関する専門性を含みます。

※「技術・研究開発」の項目には、「電力の安定供給」に資する専門知識のほか、カーボンニュートラルに関する専門性を含みます。

<株主提案（第2号議案から第11号議案まで）>

第2号議案から第11号議案までは、株主提案によるものであります。

なお、提案株主（38名）の議決権の数は、559個であります。

〔提案を受けた各議案の内容及び提案の理由は、原文のまま記載しています。〕

第2号議案 定款一部変更の件（1）

▼議案の内容

以下の章を新設する。

第9章 収益を得られる見込みのない発電事業からの撤退（原子力発電事業停止）

第41条 発電時だけでなく、本会社の発電事業全体として、安全対策費やバックエンド、維持・点検費を含めた投資回収見込み、営業見通しを示す。

第42条 発電事業ごとに炭酸ガス排出削減に寄与する根拠および達成目標・計画を示す。

第43条 発電事業として各発電所の損益分岐試算とカーボンニュートラルに有用な事業である根拠を示す。

第44条 プルサーマル発電、国が奨める小型モジュール発電炉などの新規原子炉設置を含む、原子力発電事業によって本会社の資金調達や財務悪化につながる評価が出た場合、即座に原子力発電事業から撤退する。

▼提案の理由

本会社は、泊原発の安全対策に必要な工事の設計内容、完了時期、費用等を未だに示していない。再稼働時期も経済見通しとしての損益分岐も示せないまま、今期、大幅な電気料金改定を申請している。一方、停止中の泊原発の原子力発電費は、予測される収入不足分の456億円を超える500億円以上と報道された。原子力安全対策費が未定のため電力料金の試算に計上出来ない。物価高騰によって原発廃炉積立費用の不足が生じる可能性が高い。国はGX政策の説明後に「原発稼働後に電気料金の下方修正（値下げ）は必ずしも出来ない」と述べている。原子力発電事業は市場・社会環境が激変し、価値が大きく棄損・座礁資産化している。投資家による当社の長期社債格付けは震災以降に低下したものの、2013年度以降は評価を回復し、維持している。今後は再エネ発電事業を拡大して電力を地産地消し、原子力発電事業をやめれば、巨額投資は不要になる。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対します。

エネルギー資源の乏しいわが国においては、原子力、火力に加え、水力・太陽光・風力・地熱などの再生可能エネルギーといった様々な電源をバランス良く活用していくことが必要です。国が本年2月に策定した「GX実現に向けた基本方針」においては、安全を最優先としたうえで、原子力発電を可能な限り活用していく方針が示されています。

当社においても、原子力は、燃料供給の安定性、長期的な価格安定性を有するなど、電力の安定供給の確保に資するとともに、技術的に確立した脱炭素電源としてカーボンニュートラルの実現に向けて最大限貢献する重要な基幹電源と考えています。

北海道における電力の安定供給を確保しつつ、カーボンニュートラルを実現するために、再生可能エネルギーの導入拡大とともに、安全確保を大前提とした泊発電所の早期再稼働に向けて総力を挙げて取り組んでいきます。泊発電所の再稼働後は火力発電所の燃料費等が低減され、当社の収支・財務の改善に寄与します。

したがって、本議案のような内容を定款に定める必要はないと考えます。

▼議案の内容

以下の章を新設する。

第10章 カルテル問題調査委員会を設置する。

第45条 カルテル問題調査委員会は社外の第三者を入れて構成する。

▼提案の理由

本会社を含む大手電力10社が送配電子会社を通じて、経産省の再エネシステムを不正に閲覧していた問題が2月17日の北海道新聞で報じられた。今回の不正は日本全国で電気料金が高騰する中、大手電力各社のガバナンスが問われる深刻な事件であり、送配電部門の中立性・公平性の根幹を揺るがすものである。

電力小売り全面自由化と発送電分離は、10年前「電力システム改革」の大黒柱として進められた。本会社は、関西電力など他社で発覚した同様の営業目的での情報利用について、1月末には「そのような不正はなかった」とする調査結果を経産省に提出していた。報道によると情報閲覧による不正利用は確認されていないものの、本会社の信頼は大きく損なわれた。

公正な競争環境を整えるため、規制の強化や、北電ホールディングスの傘下にある送配電部門の独立性をさらに高めるよう、外部の人材を入れたカルテル問題調査委員会の設置を求める。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対します。

一部の電力会社が、カルテルを結び独占禁止法に違反したとして、課徴金納付命令及び排除措置命令を受けたことは承知していますが、当社はカルテルを行った事実はなく、本命令の対象となっていません。

当社は「独占禁止法遵守の手引き」を制定し、独占禁止法についての理解を深めることに加え、問題となる行為について具体的な事例を紹介するなど、これまでも違反行為が発生しないよう教育・啓発に努めてきました。今回他社で発生した事案を踏まえ、一層のコンプライアンス教育の充実・強化を行っていきます。

したがいまして、本議案のような内容を定款に定める必要はないと考えます。

なお、当社においては、一般送配電事業者である北海道電力ネットワーク株式会社に付与されたID及びパスワードを用いて、経済産業省が管理・運営する「再生可能エネルギー業務管理システム」に当社従業員がアクセスしていたことが本年2月に判明しました。営業目的の利用は行っていなかったものの、本事案を重く受け止め、再発防止策を徹底していきます。

また、一部の電力会社において、一般送配電事業者が管理する託送システムを通じて新電力の顧客情報を閲覧した事案がありましたが、北海道電力ネットワーク株式会社の託送システムでは、新電力の顧客情報をマスキングする等の適切な情報遮断を行っており、当社では不正な閲覧を行っていません。

▼議案の内容

以下の章を新設する。

第11章 送配電子会社 北海道電力ネットワークの資本を解消し、「所有権を分離」する。

第46条 子会社である北海道電力ネットワークの資本を解消し、独立性のある送配電事業者とするために必要な措置を行う。

▼提案の理由

本会社を含む大手電力10社が、送配電子会社を通じて経産省の再エネシステムを不正に閲覧していた問題が相次いで報じられた。これに抛り、自由競争の公平性を担保し、同様の事例発生を完全に防ぐためにも、送配電事業を行う本子会社である北海道電力ネットワークの資本を解消し、所有権を完全に分離することを求める。

本会社は、関西電力など他社で発覚した同様の営業目的での情報利用について、1月末には「そのような不正はなかった」とする調査結果を経産省に提出したが、報道によると情報閲覧による不正利用は確認されていないものの、本会社の信頼は大きく損なわれた。

公正な競争環境を整えるため、規制の強化や、北電ホールディングスの傘下にある送配電部門の独立性をさらに高めるよう、本子会社である北海道電力ネットワークの資本を解消し、所有権を完全に分離することを求める。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対します。

2020年4月に発送電分離が行われるにあたり、送配電部門の中立性を確保することを前提に、電力の安定供給、社会コスト、資金調達など様々な観点から検討され、送配電部門を別会社化する法的分離の方法が採られたものと認識しています。

災害時や需給ひっ迫時には、一刻も早い停電復旧や、お客さま等への停電情報の提供、需給バランスの確保に向け迅速に対応する必要があります。当社と北海道電力ネットワーク株式会社が連携することでこれらに対応が可能なものと考えています。

今後もほくでんグループが一体となり総合エネルギー企業として北海道の経済やお客さまの暮らしを支えるという変わらぬ使命を果たしていきます。

したがって、本議案のような内容を定款に定める必要はないと考えます。

なお、北海道電力ネットワーク株式会社で発生した「再生可能エネルギー業務管理システム」のID・パスワードの管理不備や、他の一般送配電事業者で発生した新電力の顧客情報の漏洩などの不適切事案を踏まえ、同社は従業員の意識改革、複層的・定期的な業務チェック体制の強化などを進めます。あわせて、弁護士などの外部有識者から評価・提言をいただく「行為規制等遵守委員会」を設置し、取り組みの実効性を高めていきます。

▼議案の内容

以下の章を新設する。

第12章 経営を圧迫するコストを削減するため、破綻会社への援助停止、及び出資済・支援済資金を引き上げる。

第47条 経営コスト要因となっている破綻会社：日本原子力発電への援助停止及び出資済・支援済資金を引き上げる。これに必要な処置を行う。

第48条 経営コスト要因となっている破綻会社：日本原燃株式会社への援助停止及び出資済・支援済資金を引き上げる。これに必要な処置を行う。

▼提案の理由

2011年以降、3度目になる本会社の電力料金大幅値上げの根拠として、経営全体のコスト増大により456億円もの収入不足を予測したためと公表した。（本年1月）

しかし、その後、燃料費の試算には直近の価格データを使うべきであるとする意見が続出し、申請時には34.87%としていた値上げ幅を6%程度（225億円ほど）圧縮する見通しが報じられた。燃油価格の変動によって今後も価格修正を余儀なくされるだろう。会計報告によれば、発電していない原発に毎年、500億円以上の原子力発電費が発生している。今後、泊原発を再稼働できたとしても、原子力事業が経営改善に寄与するとは考え難く、原子力事業は投資分の回収可能性さえ期待できない。

日本原電、日本原燃に対する長年の出資、投資は実を結んでいない。経営コスト増の要因である破綻会社への援助停止、及び出資済・支援済資金の引き上げを提案する。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対します。

エネルギー資源の乏しいわが国においては、原子力は今後も重要な電源として活用していく必要があり、当社にとっても燃料供給の安定性、長期的な価格安定性を有するなど、電力の安定供給の確保に資するとともに、技術的に確立した脱炭素電源としてカーボンニュートラルの実現に向けて最大限貢献する重要な基幹電源と考えています。

日本原子力発電株式会社は、東海発電所における商業用原子力発電所では初めての廃止措置や、リサイクル燃料備蓄センターの設立による使用済燃料の中間貯蔵の先駆的な取り組みなどを行っており、また、日本原燃株式会社は、核燃料サイクルの推進に不可欠な再処理事業などを実施しています。このように、両社の事業は核燃料サイクルの確立や原子力の技術開発の面において原子力事業の遂行及び発展に重要な役割を果たしており、当社の原子力事業にも貢献していることから、他の電力会社とともに出資などを行っています。

したがって、本議案のような内容を定款に定める必要はないと考えます。

▼議案の内容

以下の章を新設する。

第13章 相談役、顧問の廃止

第49条 相談役、顧問を廃止する。（副会長、参与など役割の不透明な有償役職を設けない）

▼提案の理由

顧問、相談役等の役職は、報酬を支払いながら開示せず、役割も曖昧で、旧トップの不祥事の避難場所や院政を続ける温床となることが株主や海外投資家から疑問視されている。多くの国内企業が顧問・相談役制度を廃止している。2018年に東京証券取引所は「上場企業が顧問や相談役の役割を開示する制度」を設けた。2021年度の当社コーポレートガバナンス報告書では、相談役は置いていないとある。昨年の本社回答時点では「当社では、相談役の制度はないが、勤務のない無報酬の名誉顧問は3名いる。顧問はいない。名誉顧問、顧問のいずれも経営のいかなる意思決定にも関与しない」としていた。

原子力発電に関連する不祥事や、経営不振に至った責任を問われるべき人物が顧問に就いている。取締役退任後も会社運営に影響を与え続ける可能性はわずかでも容認できない。本会社が今後も相談役や顧問を置かないことを提案する。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対します。

当社では、相談役の制度はありませんが、経営層が必要に応じて指導・助言を得ることを目的として、会長・社長経験者に対し、原則として、勤務のない無報酬の名誉顧問を委嘱しています。

名誉顧問が地域社会・経済への貢献、ひいては当社の企業価値向上への貢献を目的として社外活動に従事する必要がある場合には、独立社外取締役を過半数とする人事・報酬諮問委員会で審議のうえ、取締役会決議により顧問として選任することがあります。顧問は原則として、当社での勤務はなく無報酬です。

名誉顧問、顧問のいずれも、当社の取締役会その他の会議体には出席することはなく、経営層からの報告なども実施しておらず、経営のいかなる意思決定にも関与しないこととしています。

したがって、本議案のような内容を定款に定める必要はないと考えます。

なお、現在、無報酬の名誉顧問は3名いますが、顧問はおりません。

第7号議案 定款一部変更の件（6）

▼議案の内容

以下の章を新設する。

第14章 取締役および顧問への報酬の個別開示

第50条 役員の報酬・賞与その他職務執行の対価として会社から受け取る財産上の利益は個々人別に遅滞なく公表する。

第51条 有償の顧問（相談役等の特別な役職）に対する報酬について会計年度内に遅延なく公表する。

▼提案の理由

この議案は、第89回定時株主総会より6年連続で提案し、毎回10%を超える賛成率、昨年第98回定時株主総会では過去最高の24.3%の支持を得ている。毎年の会計報告書には役員報酬は役員の総数に対して総額でしか提示されていない。会計はどこまでも透明化が求められる。その明細を明らかにし、株主に対して納得のいく説明を用意すべきと考える。

また、公益企業である北海道電力の社会的責任の重さを鑑みれば、個々の役員報酬や有償の顧問など特別な役職の報酬を開示すべきである。経営上の悪化を理由にここ数年、株主配当が無配ないし、5～10円程度の低い配当が続いている。役員報酬は、経営状況に応じて決めるべきものである。

電力料金大幅値上げの申請に至るほどの経営状況下においても役員には少なからぬ金額が支給されている。無配・低額配当を甘受し続けている一株主の立場として、経営責任のある役員及び顧問それぞれの報酬の開示を求める。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対します。

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の基本報酬については、株主総会で決議いただいた月額限度額の範囲内で、独立社外取締役を過半数とする人事・報酬諮問委員会が審議した後、取締役会決議により一任を受けた代表取締役会長及び代表取締役社長執行役員が、当該審議を踏まえ、各人の支給額を決定しています。

また、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の業績連動型株式報酬については、株主総会決議の上限株式数の範囲内で、人事・報酬諮問委員会が審議した後、取締役会の決議により定めた役員株式給付規程に基づき、各人の支給株式数などを決定しています。

監査等委員である取締役の報酬は、株主総会で決議いただいた月額限度額の範囲内で、各人の支給額を監査等委員である取締役の協議により決定しています。

さらに、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員である取締役、社外取締役（監査等委員である社外取締役を含む。）について、支給される報酬等の総額及び員数を事業報告及び有価証券報告書に記載しています。報酬等の総額を員数で除することにより、それぞれの報酬額の平均が容易にわかるようになり、取締役会としては、その多寡を判断するうえで十分な開示をしていると考えます。

取締役は、株主さまから付託された役割を果たすべく、当社の使命である北海道の電力の安定供給確保をはじめとした事業運営に関わる業務執行及びその監査など、それぞれの職務に忠実に取り組んでおり、相応の報酬を支給することは必要かつ適切であると考えます。また、当社は業績などに鑑み、賞与の不支給や年間報酬額の減額の実施を継続しています。

なお、現在、無報酬の名誉顧問は3名いますが、顧問はおりません。

したがって、本議案のような内容を定款に定める必要はないと考えます。

▼議案の内容

以下の章を新設する。

第15章 放射性廃棄物を大気や海洋に放出・投棄しない

第52条 放射性廃棄物を大気や海洋に放出・投棄しない

▼提案の理由

放射性廃棄物を大気や海洋に放出することは、大きな健康リスクを伴う。放射性物質は、水中での拡散や海流によって広がり、放射性物質は長期間にわたって海洋生物に蓄積され、食物連鎖によって人体に取り込まれる。大気に放出された放射性物質は風や気象条件によって広範囲に拡散され、周囲の環境や人々の健康に悪影響を与え、呼吸器系を通じて人体に取り込まれ、肺や他の臓器に蓄積される。人体に取り込まれた放射能による癌や遺伝子変異、免疫系の損傷、生殖能力の低下のリスクがある。

北海道の安全、安心な環境、食糧生産を守るために、本会社は、放射性廃棄物を海洋や大気に放出することは避け、コンクリートで固化するなどの安全な方法を採用すべきと考える。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対します。

泊発電所から放出される放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物は、法令で定める濃度の基準及び国の認可を受けた「原子炉施設保安規定」で定める放射エネルギーの基準をいずれも大幅に下回っています。

また、泊発電所から1年間に放出される放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出量に基づいて泊発電所周辺に住んでいる方々の被ばく線量を評価すると、外部被ばく・内部被ばく合計で年間0.001mSv未満と、一般公衆の線量限度である1mSvよりはるかに小さい値となります。この一般公衆の線量限度は、放射線から人や環境を守る仕組みを専門家の立場で勧告する国際学術組織である「国際放射線防護委員会」により勧告されているものです。

当社は放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の管理について、今後も関係法令や規定を遵守し、厳格に行ってまいります。

したがって、本議案のような内容を定款に定める必要はないと考えます。

▼議案の内容

以下の章を新設する。

第16章 緩やかなカーボンニュートラルへの移行計画

第53条 緩やかなカーボンニュートラルへの移行計画を実施する

▼提案の理由

本会社は、カーボンニュートラルを進める方針です。かつて大きな反対運動が発生し、本会社との訴訟で本初の「環境権」が認められた伊達火力発電所の休止決定はCO₂排出削減に貢献するもので画期的です。また本会社は、石狩湾新港火力発電所（熱効率が良く、CO₂排出量の少ない天然ガス・コンバインドサイクル方式）の2号機と3号機の建設延期を撤回し、むしろ建設を早めるべきです。CO₂排出量も燃料代も大幅に削減できます。まず火力発電の高効率化でCO₂排出を削減し、環境負荷の最小限化が第1歩です。

しかし、同時に石炭火力悪玉論（CO₂排出量が多いと言われている）にも懐疑的です。カーボンニュートラルの目的はCO₂削減であり、石炭火力廃止ではない。その意味で、苫東厚真での石炭コンバインドサイクル発電所の実験炉の廃炉は残念です。石炭火力廃止と再エネ主力化は次の段階です。緩やかなカーボンニュートラルへの移行を求めます。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対します。

当社は、2050年の北海道におけるエネルギー全体のカーボンニュートラルの実現に最大限挑戦していくこととしており、再生可能エネルギーの導入拡大や安全性の確保を大前提にした泊発電所の再稼働、火力発電所の脱炭素化などにより、発電部門からのCO₂排出ゼロを目指していきます。

将来的な安定供給の維持やさらなる再生可能エネルギーの導入には、火力発電所が引き続き重要な役割を果たします。火力発電所の脱炭素化に貢献する、水素・アンモニア燃焼などの新技術の開発について検討を進めていくとともに、経年化した非効率な火力発電所については、安定供給を確保したうえで休廃止を進めていきます。このように、当社としてもカーボンニュートラルの実現に向けて着実に取り組んでいます。

したがって、本議案のような内容を定款に定める必要はないと考えます。

なお、石狩湾新港発電所2、3号機については、中長期的な需給見通しから導入時期の繰り延べが可能であり、2050年のカーボンニュートラルへの対応を考慮すると、水素・アンモニア燃焼などの新技術導入に向けて検討を継続する必要があるため、運転開始時期を見直したものです。

▼議案の内容

以下の章を新設する。

第17章 地熱発電の推進

第54条 地熱発電を推進する

▼提案の理由

日本はプレート境界に位置し地震や火山活動が活発で、原子力発電所の立地には不適ですが、地熱エネルギーに恵まれています。とりわけ北海道は日本国内でも有数の地熱資源を有する地域とされています。地熱発電は天候に左右されず、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を減らすことができ、発電コストが安く、熱利用もできます。純国産なのでエネルギーの安定供給・自給率の向上にもつながります。

さらに、地熱発電は地域経済にも貢献します。地熱井の掘削、地熱発電所の建設や運営には多くの人材が必要であり、地元の雇用創出につながります。道内温泉地の弟子屈町などでは、地熱発電後の温廃水を地域暖房や温室栽培の熱源エネルギーとして活用しています。原子力発電のように過酷事故による放射能汚染の心配もありません。

本会社は、2万5千KWの森地熱発電所（濁川）を稼働しています。よりいっそう地熱発電を推進することを提案します。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対します。

エネルギー資源の乏しいわが国においては、原子力、火力に加え、水力・太陽光・風力・地熱などの再生可能エネルギーといった様々な電源をバランス良く活用していくことが必要です。

当社は、カーボンニュートラルの実現に向けた方策の一つとして、グループ全体で再生可能エネルギーを利用した電源の開発に取り組んでおり、地熱発電については、安定した電力供給が期待でき、電源の脱炭素化にも寄与することから、森発電所の未利用熱エネルギーを利用した森バイナリー発電所の建設や、京極北部地域などの道内の有望地域において開発調査を進め、さらなる展開に向けた取り組みを行っています。

したがって、本議案のような内容を定款に定める必要はないと考えます。

▼議案の内容

以下の章を新設する。

第18章 送配電設備のインフラ整備強化

第55条 送配電設備のインフラ整備強化を進める

▼提案の理由

北海道は地震、台風や豪雪などの自然災害が多く、送電網が被害を受けています。実際に2018年の胆振東部地震による全道ブラックアウト、2022年12月豪雪によるオホーツク地域の停電などがありました。重たい雪による鉄塔倒壊や倒木被害は、道内の何処でも起こる可能性があります。冬季の停電長期化は道民の命と健康を脅かします。送電網の強化によって、災害時における電力供給の確保や、復旧作業の迅速化が必要です。

さらに、北海道には風力発電や太陽光発電などの再生可能エネルギーを活用した発電所が増えており、より強化された送電網が必要です。送電網の強化は、エネルギーの安定供給のために必要であり、地域経済の発展にも繋がります。

本公司が送配電設備のインフラ整備強化を進めることを提案いたします。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対します。

一般送配電事業を担う北海道電力ネットワーク株式会社は、2023年度から5年間の事業計画を昨年度に策定・公表しました。このなかで、再生可能エネルギーのさらなる導入拡大、長時間停電を回避するレジリエンス（災害等に対する回復力・復元力）強化、高経年化設備の更新を重点取り組み事項としており、徹底した効率化のもと、持続可能な送配電設備の構築を進めていきます。事業計画における投資計画等を確実に実施し、電力ネットワーク設備の強靱化に向けた課題解決にしっかりと対応することで、引き続き電力の安定供給を確保し、北海道の発展に貢献していきます。

さらに、電力広域的運営推進機関の広域連系システムのマスタープランや、広域系統整備計画に係る策定プロセスの検討に協力しており、再生可能エネルギーの導入拡大に向けた電力ネットワーク設備の増強への対応を進めています。

したがって、本議案のような内容を定款に定める必要はないと考えます。

以上

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

2022年度のが国経済は、新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢の影響が各種政策の効果によって緩和し、個人消費や設備投資において徐々に持ち直しました。北海道経済については、昨年末以降、国内外からの観光客が増加したことなどもあり緩やかな持ち直しの動きがみられました。

当社においては、世界的な燃料価格や卸電力市場価格の高騰等に加え、昨年8月以降、規制料金を含む低圧料金の燃料費調整制度における平均燃料価格が上限価格を超過したことなどにより、電力供給コストが電気料金収入を大きく上回る状態が続き、収支・財務状況は大幅に悪化しました。

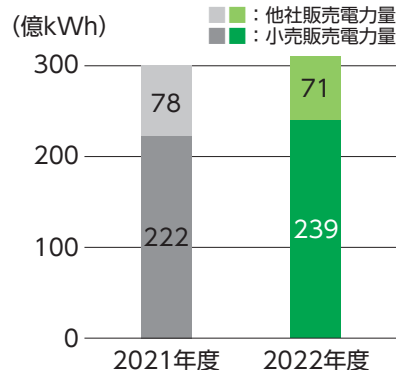
このような状況のもと、当社は抜本的な業務効率化と業務変革を目指したカイゼン活動・DX（デジタルトランスフォーメーション）などを通じ、全社を挙げて経営基盤の強化に取り組んできました。

当年度の小売販売電力量は、当社とご契約いただいたお客さまが増加したことなどから、前年度に比べ8.0%増の239億32百万キロワット時となりました。

他社販売電力量は、小売電気事業者への販売量が減少したことなどから、前年度に比べ8.3%減の71億16百万キロワット時となりました。

当年度の連結決算の営業収益（売上高）は、燃料価格の上昇に伴う燃料費調整額の増加や小売販売電力量の増加などにより、前年度に比べ2,254億60百万円増の8,888億74百万円となり、営業外収益を加えた経常収益は、2,266億39百万円増の8,934億54百万円となりました。

■販売電力量



経常損益は、期中の燃料調達において市場価格よりも割安な調達に努めるなど経営効率化の深掘りに取り組んだものの、燃料価格の上昇や卸電力市場価格の上昇に伴う電力調達費用の増加などにより、前年度に比べ430億82百万円減の292億51百万円の損失となりました。

また、親会社株主に帰属する当期純損益は、経常損失となったことなどにより、前年度に比べ290億58百万円減の221億93百万円の損失となりました。

なお、事業別の業績（事業間の内部取引消去前）は、次のとおりとなりました。

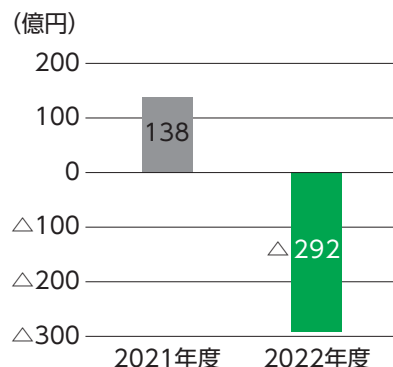
(1) 北海道電力

営業収益（売上高）は、燃料価格の上昇に伴う燃料費調整額の増加や小売販売電力量の増加などにより、前年度に比べ1,817億41百万円増の7,796億76百万円となりました。経常損益は、期中の燃料調達において市場価格よりも割安な調達に努めるなど経営効率化の深掘りに取り組んだものの、燃料価格の上昇や卸電力市場価格の上昇に伴う電力調達費用の増加などにより、前年度に比べ464億71百万円減の344億71百万円の損失となりました。

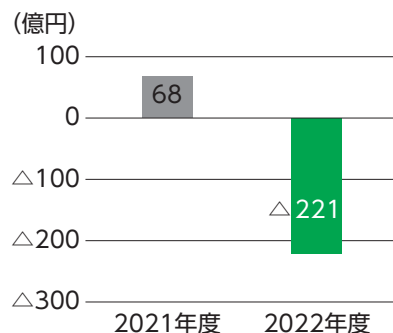
(2) 北海道電力ネットワーク

営業収益（売上高）は、市場価格の上昇に伴う他社販売電力料や最終保障供給による電力料の増加に加え、再生可能エネルギーの調整力確保に係る交付金の増加などから、前年度に比べ799億61百万円増の3,479億60百万円となりました。経常損益は、売上高の増加に加え、カイゼン活動の推進など経営全般にわたる効率化に取り組んだものの、燃料価格の上昇に伴い需給調整に係る費用が増加したことなどから、前年度に比べ10億91百万円の損失幅の縮小にとどまり、33億52百万円の損失となりました。

■経常損益



■親会社株主に帰属する当期純損益



(3) その他

営業収益（売上高）は、前年度に比べ187億97百万円増の1,551億28百万円となり、経常損益は、電気通信事業の携帯電話事業者への回線提供収入が増加したことなどにより、前年度に比べ13億43百万円増の93億9百万円の利益となりました。

(百万円)

		2022年度
営業収益（売上高）		888,874
	北海道電力	779,676
	北海道電力ネットワーク	347,960
	その他	155,128
	事業間の内部取引消去	△393,891
経常損益		△29,251
	北海道電力	△34,471
	北海道電力ネットワーク	△3,352
	その他	9,309
	事業間の内部取引消去	△737

厳しい収支・財務状況の中、経営の健全化を図り、燃料の安定的な調達や電力設備の保全に的確に対応することで、当社の使命である電力の安定供給を果たしていくため、低圧自由料金については燃料費調整制度における平均燃料価格の上限を廃止するとともに、高圧・特別高圧のお客さまについても電気料金の値上げをお願いいたしました。加えて、本年1月26日に、最大限の経営効率化を反映したうえで低圧規制料金のお客さまの電気料金値上げを申請するとともに、低圧自由料金についても値上げをお願いいたしました。

お客さまには、電気料金の値上げについて、分かりやすく丁寧な説明を継続していきます。

期末配当については、燃料価格や卸電力市場価格の高騰等から自己資本の毀損が避けられない状況となり、普通株式及び優先株式ともに無配といたしました。株主のみなさまには心よりお詫び申し上げます。

2. 対処すべき課題

【ほくでんグループが中長期で目指す姿】

ほくでんグループは「ほくでんグループ経営ビジョン2030」の達成に向けて取り組んでおります。

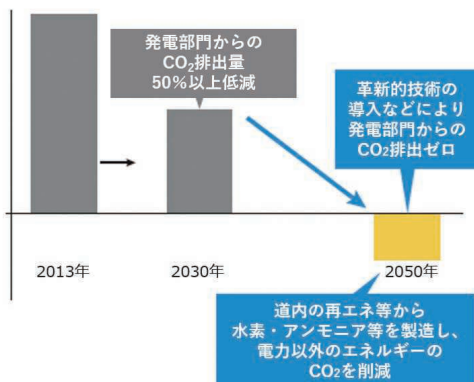
＜「ほくでんグループ経営ビジョン2030」における利益・財務・環境目標＞

項目	2030年度までに目指す目標
連結経常利益	第Ⅰフェーズ（泊発電所の再稼働前）：230億円以上/年 第Ⅱフェーズ（泊発電所の全基再稼働後）：450億円以上/年
連結自己資本比率	15%以上を達成し、さらなる向上を目指す
CO ₂ 排出量	発電部門からのCO ₂ 排出量を2013年度比で50%以上低減（△1,000万t以上/年）

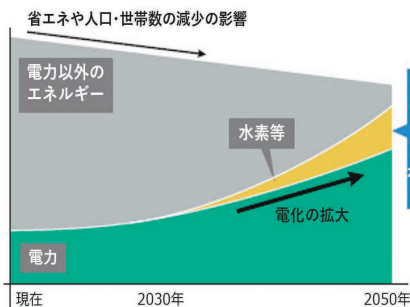
また、脱炭素化に向けた取り組みとして『ほくでんグループ「2050年カーボンニュートラル」を目指して』を公表し、その実現に向けて最大限挑戦していくこととしました。「発電部門からのCO₂排出ゼロ」を目指すとともに、さまざまな分野で電化の流れを創出する好機と捉え、グループワイドでの収入拡大につなげていきます。

さらに、脱炭素化と経済の活性化や持続可能な地域づくりを目指して北海道が推進する「ゼロカーボン北海道」の実現に向け、幅広い連携や協働を実践していきます。

◆ 将来のCO₂排出量削減のイメージ



◆ 将来のエネルギー需要のイメージ



「ほくでんグループ「2050年カーボンニュートラル」を目指して」につきましては、当社ウェブサイトに掲載しております。



【2023年度の取り組み事項】

(1) 経営基盤の強化

① 収入拡大に向けた取り組み

多くのお客さまに「ほくでん」をお選びいただけるよう、電気のご利用状況に合わせた料金プランのご紹介などお客さまのご負担軽減につながる販売活動に取り組んでいきます。ご家庭向けには、省エネに資するヒートポンプ機器を暖冷房と給湯に、IHクッキングヒーターをキッチンでご利用いただく「スマート電化」をおすすめしていきます。法人のお客さま向けには、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）プランナーとして道内最多の実績を活かし、幅広い業種の建物に対して省エネのコンサルティングを行っていきます。



エスコンフィールドHOKKAIDO

エネルギーに関する課題を解決するサービス（エネルギーソリューションサービス）として、本年3月に開業した「エスコンフィールドHOKKAIDO」では、エネルギーの調達から運転・保守、管理までを一括して提供するESP（エネルギーサービスプロバイダ）事業を展開しています。また、脱炭素化に取り組まれている事業者さまに対して、PPAサービス*などの提供により再生可能エネルギー由来の電気を供給していきます。EV（電気自動車）の普及拡大に向けては、本年2月に集合住宅向けのEV充電スタンドの導入から運用までをワンストップで実施するサービスを開始するなど、取り組みを推進しています。加えて、道内に進出する大規模な最先端半導体製造工場と関連企業への対応や、データセンターをはじめとする脱炭素エネルギーを求める道外企業誘致に、迅速かつ的確に取り組んでいきます。

※当社が再生可能エネルギー発電設備をお客さま敷地内外に所有・設置し、発電した電力をお客さまへ供給するサービス（Power Purchase Agreement）

② 効率化・費用低減に向けた取り組み

社長を委員長とする経営基盤強化推進委員会のもとで、抜本的な業務効率化・業務変革を目指し、さらなる深掘りに取り組んでいます。

カイゼン活動では、収入拡大や費用低減の影響が大きい複数の取り組みについて、経営トップの視点を加えた役員指定プロジェクトとして立ち上げ、確実に取り組みを推進します。DXについては、投資対効果が高い案件や業務高度化案件を優先して実施していきます。また、調達検討委員会において資機材調達コスト低減等の取り組みを進めています。

燃料価格の変動に対しては、市況の動向を注視し、長期契約・スポット調達の組み合わせや価格決定方式の多様化、デリバティブ取引の活用などにより、価格変動リスクの分散・回避に努めていきます。また、自社による発電と電力市場取引による電気の調達を経済合理性の観点から最適に組み合わせることで費用低減を図っていきます。

(2) 泊発電所の早期再稼働と安全性向上に向けた取り組み

原子力発電は、燃料供給の安定性、長期的な価格安定性を有するなど、電力の安定供給の確保に資するとともに、技術的に確立した脱炭素電源としてカーボンニュートラルの実現に向けて最大限貢献する重要な基幹電源です。

昨年10月、泊発電所の新規制基準の適合性審査において、「震源を特定せず策定する地震動評価」について「おおむね妥当な検討がなされている」との評価をいただきました。引き続き、早期再稼働の実現に向けてその他の審査項目についても総力を挙げて対応するとともに、審査の状況や社の取り組み等についても積極的に情報発信していきます。

福島第一原子力発電所のような事故を決して起こさないとの強い決意のもと、原子力事故のリスクを一層低減するよう継続的に取り組んでおり、毎年、「泊発電所安全性向上計画」を策定しています。新規規制基準への適合はもとより、「世界最高水準の安全性」を目指し、不断の努力を重ねるとともに、泊発電所の安全性についてご理解いただけるよう努めていきます。

「泊発電所の安全対策」につきましては、当社ウェブサイトに掲載しております。



(3) 電力の安定供給確保に向けた取り組み

S+3E（安全性の確保を大前提に、エネルギーの安定供給，経済効率性，環境適合）の観点からバランスの取れた，競争力のある電源構成の構築に取り組むとともに，2050年のカーボンニュートラルを見据えた電源構成の検討を進めていきます。

当社及び送配電事業を担う北海道電力ネットワーク株式会社は，昨年7月までに北海道と道内全179市町村の間で「大規模災害時における相互協力に関する基本協定」を締結しました。本協定に基づき，各自治体との連携を一層強化し，災害対応力のさらなる向上を図ることで，災害時における停電の早期復旧に向けた体制を整え，グループ一体となって北海道内における電力の安定供給とレジリエンス（災害等に対する回復力・復元力）向上に取り組んでいきます。

北海道電力ネットワーク株式会社においては，レジリエンスを強化し，安定供給の確保と再生可能エネルギーの接続拡大を両立する次世代型電力ネットワークの構築に向けて取り組んでいくとともに，北海道と本州を結ぶ長距離海底直流送電に関する国の検討についても，技術的課題などの検討に協力していきます。

(4) カーボンニュートラルの実現に向けた取り組み

発電における脱炭素化に向けては，泊発電所の早期再稼働を目指すとともに，再生可能エネルギー電源の導入拡大を進めています。2023年度は，風力発電事業について道内各地で風況調査を実施し事業化の検討を進めるとともに，森発電所に続く地熱発電事業の展開に向け，京極町において他企業と共同で開発調査を進めていきます。

本年1月，CO₂を回収，有効活用，貯留するCCUS（Carbon Capture, Utilization and Storage）の実現に向け，苫小牧エリアにおいて事業拠点や強みを有する企業と共同で検討を開始することとしました。

水素の利活用に向けては，苫小牧市に本年4月設置した水の電気分解による水素製造装置について，再生可能エネルギー余剰対策としての設備性能評価を行うとともに，寒冷地における運用・保守技術の確立を図り，将来の水素社会の実現に向けた各種検討を進めていきます。当社は，道内外の企業と連携し，水素サプライチェーン構築の早期実現，将来的には北海道が国産クリーン水素活用のパイオニアになることを目指していきます。

(5) ESG（環境・社会・ガバナンス）に関する取り組み

ほくでんグループは「人間尊重・地域への寄与・効率的経営」の経営理念のもとで持続的な成長を続けていくために、ESGを重視しています。

発電における脱炭素化、電化拡大など需給両面での取り組みにより、カーボンニュートラルの実現に向けて最大限挑戦するとともに、CO₂排出量の削減方策など環境関連情報を積極的に開示し、ステークホルダーのみなさまとの対話を推進していきます。林業・木材産業の人材育成支援等を目的とした植樹に加え、本年4月には、「G7札幌 気候・エネルギー・環境大臣会合」に合わせ開催された「環境広場ほっかいどう2023」で、ほくでんグループの「2050年カーボンニュートラル」への挑戦や、環境・SDGsの取り組みなどを紹介しました。



「ほくでん 北森カレッジ 共創の森」での植樹



環境広場ほっかいどう2023



SDGs教育支援の出前授業の様子

北海道の未来を担う小学生を対象にSDGs教育の支援を目的とした出前授業を実施しており、今後も地域に密着した支援を積極的に行っていきます。また、北海道の発展こそがほくでんグループの事業基盤になるとの認識に立ち、地域課題の克服や経済の発展に向けて自治体や地域の企業と連携する「共創」の取り組みを進めていきます。

本年3月、「ほくでんグループ人権方針」を制定し、事業活動に関わるすべての方々の人権を尊重することを表明しました。この方針に基づき、人権尊重の取り組みをさらに推進していきます。

また、本年3月、当社と北海道電力ネットワーク株式会社は、「健康経営優良法人（ホワイト500）」に4年連続で認定されました。従業員満足度、エンゲージメントを維持・向上する施策を実施し、誰もが生きがいや働きがいをもって能力を十分に発揮できる環境を確立していきます。あわせて、当社の原動力である従業員の能力を最大化するため、多様な背景を持つ従業員がそれぞれの個性や違いを認め合い、個々の特性を活かしていく取り組み（ダイバーシティ&インクルージョン）を進めていきます。

昨年6月の株主総会における決議をもって「監査等委員会設置会社」に移行したことにより、重要な業務執行の権限を取締役会から取締役役に委任し、意思決定及び業務執行の迅速化とガバナンスのさらなる向上を図っています。コーポレートガバナンスのさらなる充実により、事業環境の変化に的確に対応するとともに、持続的な企業価値の向上に努めていきます。

株主のみなさまにおかれましては、引き続き、ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。



2023
健康経営優良法人
Health and productivity
ホワイト500

認定された事業者が使用可能となるロゴマーク

「2023年度 ほくでんグループ経営計画の概要」につきましては、当社ウェブサイトに掲載しております。



3. 設備投資の状況

(1) 設備投資総額

区 分	金額(百万円)
北海道電力	50,741
北海道電力ネットワーク	40,935
その他	9,567
事業間の内部取引消去	△ 1,179
合 計	100,064

(2) 運転を開始した主な設備

送電設備

名 称	電圧(kV)	亘長(km)
北 幌 延 線 (一部昇圧)	187	69

(注) 北幌延線の一部昇圧は、100kVから187kVに昇圧するものです。

変電設備

名 称	電圧(kV)	出力(kVA)
西 中 川 変 電 所 (新 設)	187	200,000
北 江 別 変 電 所 (容量変更)	187	150,000

(注) 北江別変電所の容量変更は、出力100,000kVAの変圧器を撤去し、150,000kVAの変圧器を設置するものです。

(3) 建設中の主な設備

発電設備

名 称	出力(kW)
(水力) 京 極 発 電 所 3 号 機 (新 設)	200,000

(4) 建設準備中の主な設備

発電設備

名 称	出力(kW)
(LNG) 石狩湾新港発電所2,3号機 (新 設)	569,400×2

4. 資金調達の状況

(1) 社 債	
発行額	1,235億円
償還額	500億円
(2) 借入金	
借入額	2,022億円
返済額	1,851億34百万円
(3) コマーシャル・ペーパー	
発行額	1,640億円
償還額	1,640億円

5. 重要な子会社等の状況

会 社 名	資本金 (百万円)	議決権の 所有割合 (%)	主要な事業内容
【連結子会社】 北海道電力ネットワーク株式会社	10,000	100.00	一般送配電事業、離島における発電事業
北 海 電 気 工 事 株 式 会 社	1,730	55.80	電気・電気通信工事
北 電 興 業 株 式 会 社	95	100.00	不動産の総合管理、土木・建築工事
北海道パワーエンジニアリング株式会社	1,660	100.00	電力の販売、発電所の定期点検・保守・補修工事
苫 東 コ ー ル セ ン タ ー 株 式 会 社	5,000	59.30	海外炭の受入れ・保管・払出し
ほくでんエコエナジー株式会社	1,860	100.00	電力の販売
ほくでんサービス株式会社	50	100.00	電力量計の検針、料金請求、省エネの提案
北海道総合通信網株式会社	5,900	100.00	電気通信事業
ほくでん情報テクノロジー株式会社	200	100.00	情報処理システムの企画・設計、ソフトウェア開発
北海道電力コクリエーション株式会社	50	100.00	小売電気事業
【持分法適用関連会社】 石 狩 L N G 棧 橋 株 式 会 社	240	50.00	LNG燃料の受入設備の賃貸

II 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
真弓明彦	代表取締役会長		北海道経済連合会会長
藤井裕	代表取締役社長執行役員	原子力推進本部長	
舟根俊一	代表取締役副社長執行役員	原子力推進本部本部長代理, 原子力事業統括部長	
瀬尾英生	代表取締役副社長執行役員	原子力推進本部本部長代理, 内部監査室・環境室・人事労務部・総務部担当	
上野昌裕	取締役常務執行役員	原子力推進本部副本部長, 経営企画室・需給運用部・再生可能エネルギー開発推進部・総合研究所担当	
原田憲朗	取締役常務執行役員	原子力推進本部副本部長, 原子力事業統括部長補佐, 水力部・土木部・藻岩発電所リブレース工事建設所担当	ほくでんエコエナジー株式会社取締役社長
小林剛史	取締役常務執行役員	秘書室・経理部・資材部担当	
齋藤晋	取締役常務執行役員	火力部・カイゼン推進室・情報通信部担当	
市川茂樹	取締役		弁護士
秋田耕児	取締役		
大野浩	監査等委員(常勤)		
長谷川淳	取締役		
成田教子	監査等委員		弁護士
竹内巖	取締役		
鵜飼光子	監査等委員		株式会社北洋銀行常勤監査役, 株式会社カナモト監査役(社外)

- (注) 1. 当社は、2022年6月28日開催の第98回定時株主総会において、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。
2. 重要な会議への出席、業務執行部門からの職務執行状況の聴取、事業所への往査、内部監査部門との連携等を日常的に行うことにより、監査の実効性を高めていくため、常勤監査等委員を選定しております。
3. 担当として、原子力推進本部に関する記載を追加しました。
4. 取締役のうち、市川茂樹、長谷川 淳、成田教子、竹内 巖、鶴飼光子は社外取締役です。
5. 社外取締役 市川茂樹、長谷川 淳、成田教子、竹内 巖、鶴飼光子につきましては、東京証券取引所及び札幌証券取引所に対し、独立役員として届け出ています。
6. 2022年6月28日、秋田耕児、大野 浩、長谷川 淳、成田教子、竹内 巖、鶴飼光子は取締役監査等委員にそれぞれ新たに就任しました。
7. 2022年6月28日、氏家和彦、鶴飼光子は取締役を、秋田耕児、大野 浩、長谷川 淳、成田教子、竹内 巖は監査役を、それぞれ任期満了により退任しました。
8. 2022年6月28日、瀬尾英生は取締役 常務執行役員から代表取締役 副社長執行役員に就任しました。
9. 2022年7月1日、取締役 常務執行役員 原田憲朗の担当が、「原子力推進本部副本部長、原子力事業統括部長補佐、水力部・土木部・新得水力発電所建設所担当」から、「原子力推進本部副本部長、原子力事業統括部長補佐、水力部・土木部・新得水力発電所建設所・藻岩発電所リプレース工事建設所担当」へと変更になりました。
10. 2022年8月1日、取締役 常務執行役員 原田憲朗の担当が、「原子力推進本部副本部長、原子力事業統括部長補佐、水力部・土木部・新得水力発電所建設所・藻岩発電所リプレース工事建設所担当」から、「原子力推進本部副本部長、原子力事業統括部長補佐、水力部・土木部・藻岩発電所リプレース工事建設所担当」へと変更になりました。
11. 2023年4月1日、取締役 常務執行役員 原田憲朗の担当を、「原子力推進本部副本部長、原子力事業統括部長補佐、水力部・土木部・藻岩発電所リプレース工事建設所担当」から、「原子力推進本部副本部長、原子力事業統括部長補佐、水力部・土木部・藻岩発電所リプレース工事建設所・上川発電所リプレース工事建設所担当」へと変更しています。
12. 取締役監査等委員 成田教子は、弁護士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。
13. 取締役監査等委員 竹内 巖は、銀行業務の経験を重ねてきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。
14. 取締役監査等委員 竹内 巖の兼職先と当社の関係は次のとおりです。
- ・当社は、株式会社北洋銀行の株式の6.02%を保有しています。同社は当社株式の4.97%を有する株主であり、同社と当社の間には資金の借入等の取引があります。当社グループの同社からの借入金残高は、当社の連結総資産の2.3%程度となっています。
 - ・株式会社カナモトと当社の間には、記載すべき関係はありません。

15. 取締役を兼務しない役付執行役員は、次のとおりです。

氏名	地位	担当
鍋島 芳弘	常務執行役員	原子力推進本部副本部長， 販売推進部・首都圏販売部・広報部担当
濱谷 將人	常務執行役員	原子力推進本部副本部長
皆川 和志	常務執行役員	総合エネルギー事業部担当
勝海 和彦	常務執行役員	原子力推進本部副本部長， 原子力事業統括部長補佐， 泊原子力事務所長
水野 治	常務執行役員	原子力監査室担当， 地域産業経済担当， コンプライアンス担当

2. 取締役の報酬等

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

a. 決定方針の決定方法

取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針については、独立社外役員を過半数とする人事・報酬諮問委員会の審議を踏まえ、独立社外取締役及び独立社外監査役も出席する2022年4月28日開催の取締役会において決議しました。

b. 決定方針の内容

決定方針の内容は、下記のとおりです。

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「取締役」という。）の報酬は、各取締役の職責や成果等を踏まえるとともに、業績と企業価値との連動を図り、持続的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、また、社外取締役の報酬は、会社業績に左右されにくい報酬体系とすることにより経営に対する独立性を担保する観点から、以下の方針により決定します。

1. 構成について

- ・取締役の報酬は、基本報酬、賞与（短期業績連動報酬）及び株式報酬（中長期業績連動報酬）で構成しています。
- ・社外取締役については、会社業績に左右されにくい報酬体系とすることにより経営に対する独立性を担保する観点から、基本報酬のみとします。

2. 基本報酬について

- ・基本報酬については、月例の固定報酬とし、株主総会決議の報酬限度額の範囲内で、取締役会において支給額を決定します。この決定にあたっては、各取締役の職責及び成果、中長期的な業績見通し、各事業年度の業績、電気事業が公益事業であることなどを勘案したうえで、独立社外取締役を過半数とする人事・報酬諮問委員会において個人別支給額を審議します。その後、代表取締役会長及び代表取締役社長執行役員が取締役会決議による一任を受け、人事・報酬諮問委員会の審議を踏まえ支給額を決定します。

3. 業績連動報酬について

(1) 賞与（短期業績連動報酬）について

- ・賞与（短期業績連動報酬）については、支給の都度株主総会で総額を決議したうえで、取締役会において支給額を決定します。この決定にあたっては、特定の指標に拠らず、各事業年度の業績の内容を総合的に勘案したうえで、独立社外取締役を過半数とする人事・報酬諮問委員会において支給の是非及び個人別支給額を審議します。また、支給する場合は、株主総会決議を得た後、代表取締役会長及び代表取締役社長執行役員が、取締役会決議による一任を受け、人事・報酬諮問委員会の審議を踏まえ支給額を決定します。

(2) 株式報酬（中長期業績連動報酬）について

- ・株式報酬（中長期業績連動報酬）については、株主総会決議の上限株式数の範囲内で独立社外取締役を過半数とする人事・報酬諮問委員会の審議を経て、取締役会の決議により定めた役員株式給付規程に基づき、支給株式数等を決定します。この支給株式数は、在任中において事業年度ごとに付与したポイント数の合計を、退任時に株式給付信託制度を通じて1ポイントあたり当社普通株式1株として算定されます。付与するポイントは、配当の有無に応じて定まるポイント及び業績に連動するポイントとします。業績に連動するポイントは、連結経常利益を指標とし、「ほくでんグループ経営ビジョン2030」の利益目標である連結経常利益230億円/年を目標値として、その達成度に応じて確定します。なお、目標に達しない場合は、当該事業年度のポイントは付与しません。

4. 基本報酬の額、賞与（短期業績連動報酬）の額及び株式報酬（中長期業績連動報酬）の額の割合について

- ・基本報酬と株式報酬（中長期業績連動報酬）の支給割合は、目標達成時においてそれぞれ9割程度、1割程度とし、賞与（短期業績連動報酬）を支給する場合、その報酬全体に占める割合は、職責及び業績等を総合的に勘案して決定します。

c. 当年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
取締役の個人別の報酬等の内容は、独立社外取締役を過半数とする人事・報酬諮問委員会において原案と決定方針との整合性を確認し、取締役会として基本的にその内容を踏まえて決定していることから、決定方針に沿うものであると判断しています。

(2) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当年度においては、2022年6月28日開催の取締役会の委任決議に基づき代表取締役会長 真弓明彦及び代表取締役社長執行役員 藤井 裕が取締役の個人別の具体的な報酬額を決定しています。その権限を両氏に委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには最も適している地位にあるからです。取締役会は、当該権限が適切に行使されるよう、独立社外役員を過半数とする人事・報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得ています。

(3) 監査等委員である取締役の報酬に係る決定方針

a. 決定方針の決定方法

監査等委員である取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針については、独立社外役員を過半数とする人事・報酬諮問委員会の審議を踏まえ、独立社外取締役及び独立社外監査役も出席する2022年4月28日開催の取締役会において決議しました。

b. 決定方針の内容

監査等委員である取締役の個人別の報酬は、賞与を支給せず基本報酬のみを支給します。会社業績に左右されにくい報酬体系とすることで経営に対する独立性を担保しています。支給額については、株主総会決議の報酬限度額の範囲内で監査等委員である取締役の協議により決定します。

(4) 取締役等の報酬等の額

a. 監査等委員会設置会社移行前

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額					
		金銭報酬				非金銭報酬	
		基本報酬		賞与 (短期業績連動報酬)		株式報酬 (中長期業績連動報酬)	
		支給員数 (名)	支給額 (百万円)	支給員数 (名)	支給額 (百万円)	支給員数 (名)	支給額 (百万円)
取締役 (社外取締役を除く)	72	9	72	—	—	—	—
監査役 (社外監査役を除く)	14	2	14	—	—	—	—
社外取締役	4	2	4	—	—	—	—
社外監査役	6	3	6	—	—	—	—

(注) 1. 上記には、2022年6月28日開催の第98回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでいます。

2. 2007年6月28日開催の第83回定時株主総会において決議された報酬限度額は次のとおりです。

取締役 月額50百万円以内

監査役 月額11百万円以内

当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は12名、監査役の員数は5名です。

3. 2007年4月26日開催の取締役会において、退職慰労金の廃止を決議しています。

b. 監査等委員会設置会社移行後

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額					
		金銭報酬				非金銭報酬	
		基本報酬		賞与 (短期業績連動報酬)		株式報酬 (中長期業績連動報酬)	
		支給員数 (名)	支給額 (百万円)	支給員数 (名)	支給額 (百万円)	支給員数 (名)	支給額 (百万円)
取締役 (監査等委員である 取締役を除く)	198	9	198	—	—	—	—
監査等委員である取締役	66	6	66	—	—	—	—
合計 (うち社外取締役)	264 (30)	15 (5)	264 (30)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

(注) 1. 当年度に係る賞与につきましては、支給しないこととしました。

2. 2022年6月28日開催の第98回定時株主総会において決議された報酬限度額は次のとおりです。

取締役（監査等委員である取締役を除く）月額34百万円以内（うち社外取締役 月額4百万円以内）

監査等委員である取締役 月額10百万円以内

当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は9名（うち社外取締役1名）、監査等委員である取締役の員数は6名（うち社外取締役4名）です。

監査等委員会監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第99期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査規程に準拠し、監査の方針、計画、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門等と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを調査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

なお、泊発電所の安全対策の取組みについて、新規制基準への対応も含め、引き続き確認してまいります。

2023年5月17日

北海道電力株式会社 監査等委員会

監査等委員 (常勤)	秋 田 耕	児 浩	Ⓜ
監査等委員 (常勤)	大 野	淳 子	Ⓜ
監査等委員	長谷川	淳	Ⓜ
監査等委員	成 田 教	子	Ⓜ
監査等委員	竹 内	巖	Ⓜ
監査等委員	鵜 飼 光	子	Ⓜ

- (注) 1. 監査等委員 長谷川淳、成田教子、竹内 巖及び鵜飼光子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。
2. 当社は、2022年6月28日開催の第98回定時株主総会の決議により、同日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しましたので、2022年4月1日から2022年6月27日までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

以 上

株主総会会場ご案内

会場

札幌市中央区大通西8丁目1番地
札幌ビューホテル大通公園 地下2階ピアリッジホール

— 会場付近略図 —



- 1 地下鉄 大通駅（1番出口）より…………… 徒歩約5分
西11丁目駅（3番出口）より…………… 徒歩約5分
市電 西8丁目停留場より…………… 徒歩約2分
- 2 会場には駐車場を用意してございませんので、公共交通機関等をご利用願います。

株主総会当日における新型コロナウイルスの感染状況などにより、各種感染拡大防止対策を実施する場合がございます。この場合は、当社ウェブサイト (<https://www.hepco.co.jp/corporate/ir/ir.html>) にてお知らせいたします。

UD
FONT